

第 4 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 3 年 4 月 1 9 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第4回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月19日 午後2時から午後3時6分まで

2 開催場所 河辺市民サービスセンター地域文化ホール

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 18人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	8番	安 田 友 一
9番	白 岩 勝	10番	柴 田 ますみ
11番	鎌 田 悦 雄	12番	佐々木 和 昭
13番	齊 藤 善 彦	15番	加 藤 淳
16番	三 浦 宏 和	17番	伊 藤 洋 文
18番	佐々木 吉 秋	19番	加賀屋 慎 一

5 欠席農業委員 1人

14番 藤 田 修

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名
第2 会期決定
第3 会務報告
第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
第5 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
第6 議案第14号 農用地利用集積計画(令和3年度第1号)に関する件
第7 議案第15号 令和3年度主要事業計画に関する件

7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	副 参 事	加 藤 康 則
主席主査	伊 藤 弘	主席主査	中 村 至
主席主査	稲 葉 隆	主席主査	勝 田 茂 満
主 事	神 居 恵美子	主 事	富 岡 周 馬
主 事	廣 嶋 孝 祐	技 師	小 林 素 子

8 書 記

技 師 小 林 素 子

9 議事録署名委員

1番 佐々木 英 久 2番 武 藤 真 作

10 議 事

<p>事務局 (小山田事務局長)</p>	<p>それでは、ただ今から、令和3年第4回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。14番藤田修委員の1名でございます。委員定数19名中、18名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>会長ごあいさつの前に、本日お手元に配付しております、書類の確認をお願いいたします。</p> <p>《配付書類の確認》</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会における速やかな議事進行およびマスク着用、定期的な換気の実施等につきまして、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくをお願いいたします。</p>
<p>佐々木吉秋会長</p>	<p>【会長あいさつ】</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、第4回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議長</p>	<p>「異議なし」の声がございますので、1番佐々木英久委員、2番武藤真作委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げます、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の「会務報告」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「事務局人事異動」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局 (小山田事務局長)</p>	<p>【会務報告1の報告】</p>
<p>議長</p>	<p>次に、会務報告2の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
<p>9番白岩勝委員</p>	<p>【第1区域部会の報告】</p>
<p>1番佐々木英久委員</p>	<p>【第2区域部会の報告】</p>

2番武藤真作委員	【第3区域部会の報告】
7番佐々木繁明委員	【第4区域部会の報告】
13番齊藤善彦委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第60回常設審議委員会」および会務報告4の「一般社団法人秋田県農業会議第25回理事会」につきましては、一括して私から報告します。
	【会務報告3と4の報告】
	次に、会務報告5の「会長専決による要綱等の改正について」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (小林技師)	【会務報告5の報告】
議長	次に、会務報告6の「令和3年度第1回運営委員会」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事務局 (富岡主事)	【会務報告6の報告】
議長	次に、会務報告7の「秋田市農業再生協議会通常総会」につきましては、私から報告します。
	【会務報告7の報告】
	続きまして、会務報告8の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会務報告14の「現況地目照会に係る回答について」までの7件について事務局から報告をお願いします。
事務局 (伊藤主席主査)	【会務報告8から14までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。
2番武藤真作委員	はい。
議長	2番武藤委員どうぞ。
2番武藤真作委員	はい。会務報告8から14の3ページ目9番の件ですが、地目が畑となっていますが、3筆すべて畑ですか。2筆は田ではなかったですか。

議 長	事務局どうぞ。
事 務 局 (伊藤主席主査)	手元に資料がないので、残りの2筆については事務局へ戻ってから確認 します。
2番武藤真作委員	分かりました。
議 長	ほかに質問はありませんか。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただき ます。 はじめに日程第4、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請に 関する件、6件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (廣嶋主事)	議案書1ページから6ページまでの6件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 。譲渡人は、 。土地の所在、地目、面 積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は相続により申請地を取得しましたが農業経験はなく、今後自ら 管理していくことが困難であるため、譲渡人と親戚であり、これまで申請 地を耕作してきた譲受人に贈与するものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業 機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事 について、年間210日農作業に従事していることから、常時従事者として 認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、6,760平方メー トルであることから、要件を満たしています。 次に番号2。譲受人は、 。譲渡人は、 。土地の所在、地目、 面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。 譲受人は申請地に隣接する農地を所有しており、この度、経営拡張のため 購入するものです。なお、議案書では、10アール当たりの売買価格は 円ですが、申請地は、実際には登記面積よりも約10倍広く、実質、10 アール当たり 円相当の売買です。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業 機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事 について、年間240日農作業に従事していることから、常時従事者として 認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、7,195平方メー トルであることから、要件を満たしています。 次に番号3。譲受人は、 。譲渡人は、 。土地の所在、地目、 面積、理由は記載のとおりです。 父から子への贈与であり、申請地には仮登記が設定されていることから、 農地法第3条で取り扱うものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業 機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事 について、年間220日農作業に従事していることから、常時従事者として

事務局 (廣嶋主事)	<p>認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、214,235平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号4。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。</p> <p>譲受法人は雄和種沢で畑作を行っていましたが、当該地が河川工事のため収用されたことから、その代替地として、同法人役員の自宅に隣接する申請地を購入するものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作に必要な農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、年間240日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、7,991平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号5。借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は議案書に記載のとおりです。</p> <p>両者は親子であり、貸出人が経営移譲年金を受給していることから、この度再設定を行うものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、借受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、年間240日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、借受後の経営面積は、9,726平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>次に番号6。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。</p> <p>譲受人は従前から家族で申請地の周辺一帯を耕作しており、県外在住で高齢の譲渡人の希望を受け、経営拡張の意向がある譲受人が購入するものです。なお、譲渡人が所有する申請地付近の農地についても、今年2月に3条の許可を受け、譲受人の父、[REDACTED]が購入し、耕作しています。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、年間180日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、46,879平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>これら6件とも、地域との調和要件について譲受人および借受人への権利移転および権利設定による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番につきまして現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員に報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。3月25日に佐藤公誠委員から連絡があり問題はないとのことでした。私もこのかたを知っており何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>次に、案件2番につきまして現地調査を行った鈴木英弘推進委員から報</p>

議	長	告を受けた1番佐々木英久委員に報告をお願いします。
1番佐々木英久委員		1番佐々木です。先ほどの会務報告でも触れましたが、実際私も見て、何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いします。
議	長	次に、案件3番につきまして現地調査を行った熊谷裕幸推進委員から報告を受けた19番加賀屋慎一委員に報告をお願いします。
19番加賀屋慎一委員		19番加賀屋です。熊谷推進委員より報告を受けております。また、私も さんについてはよく存じております。問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いします。
議	長	次に、案件4番につきまして現地調査を行った酒井慶一推進委員から報告を受けた17番伊藤洋文委員に報告をお願いします。
17番伊藤洋文委員		17番伊藤です。酒井推進委員から報告がありまして何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議	長	次に、案件5番につきまして現地調査を行った鎌田一推進委員から報告を受けた私が報告します。 この件に関しては、親子間の農業者年金受給に関わる再設定の経営移譲でございます。格別問題はございませんのでよろしくご審議のほどお願いいたします。
19番加賀屋慎一委員		次に、案件6番につきまして現地調査を行った荻原豊推進委員から報告を受けた19番加賀屋慎一委員に報告をお願いします。 19番加賀屋です。この件に関しましては特段問題ない旨報告を受けておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、6件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局
(稲葉主席主査)

それでは、議案書の7ページをご覧ください。

番号1です。借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]ほか2名。施設の概要は、「資材置場、作業ヤード」への一時転用。権利の種類等は記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

続きまして、転用事業計画について、「国による雄物川激甚災害対策特別緊急事業の実施に伴い、転用事業者は雄物川下流新波地区付替道路外工事を受注し、戸賀沢地区の築堤・護岸を施工するほか、用排水路の整備を行うこととなった。本工事は県道の下にコンクリートの水路を通すもので、工事用の資機材を設置するほか、作業ヤードとするため、当該地を一時転用しようとするもの。」です。

立地基準については、農地位置が都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外です。農地区分は第1種農地です。第1種農地は原則不許可ですが、本件は、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する、第1種農地の不許可の例外に該当します。

一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、自己資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績はありません。

工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和3年10月31日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、資材、敷鉄板等を撤去・搬出することとしています。

被害防除については、隣接に対する措置は用地内外に雨水が溜まらないよう排水勾配をつけ整地するほか、防護柵を設けることとし、排水計画は、汚水、今回は泥水になりますが浄化槽処理、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。現地は令和3年4月2日に確認しております。

続きまして、議案書に戻って7ページから8ページにかけてご覧ください。番号2です。借受人は、[REDACTED]。貸出人は、[REDACTED]ほか2名。施設の概要は、「現場事務所」への一時転用。権利の種類等は記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の3ページおよび4ページをご覧ください。申請地の場所については、位置図に記載のとおりです。

転用事業計画は、「転用事業者は、経年による腐食劣化が進んでいる送電線の張替工事を行うこととなったことから、工事箇所に隣接している当該地に現場事務所等を設置するため、一時転用しようとするもの。」です。今回の申請地を含め、農地法適用除外転用に該当する工事用地について、事業計画書の提出を受けておりますが、休憩所や仮設トイレ等は農地法適用除外転用の対象ではないため、本申請をしたものであります。

立地基準については、農地位置が都市計画区域内の市街化調整区域。農業振興地域内の農用地区域内です。農地区分は農用地区域内農地です。農

事務局 (稲葉主席主査)	<p>用区域内農地は原則不許可であります。本件は、番号1と同様、一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する、農用区域内農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>一般基準については、転用事業に必要な資力および信用について、資金計画は、自己資金、申請適格等は適合しており、過去の転用実績は有りです。</p> <p>工事着工および工事完了の期間は、許可日から令和3年9月30日まで。転用行為の妨げとなる権利、他法令による許認可の処分、一体として利用する農地以外の土地はそれぞれ該当がなく、土地改良区等からの意見書は、一時転用のため不要。一時転用に対する復元計画は、事業終了後、資材、敷鉄板等を撤去・搬出することとしています。</p> <p>被害防除については、隣接に対する措置は法面保護をすることとし、排水計画は、汚水は仮設トイレ、生活雑排水はなし、雨水は自然流下です。現地は令和3年4月2日に確認しております。</p> <p>なお、今回の転用案件は2件とも30アール以下の一時転用であるため、秋田県農業会議への諮問は不要となります。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番につきまして現地調査を行った石井健推進委員から報告を受けた、13番齊藤善彦委員に報告をお願いします。</p>
13番齊藤善彦委員	<p>13番齊藤です。4月2日に石井健推進委員から電話を受けまして、この件について問題ないとのことでした。私も何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどよろしくお願いします。</p>
議長	<p>次に、案件2番につきまして現地調査を行った伊藤貞美推進委員から報告を受けた8番安田友一委員に報告をお願いします。</p>
8番安田友一委員	<p>8番安田です。昨日、伊藤推進委員から現地を見ましたとのこと報告を受けております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。ご質問、ご意見があるかたはお願いいたします。</p>
9番白岩勝委員	<p>はい。</p>
議長	<p>白岩委員どうぞ。</p>
9番白岩勝委員	<p>9番白岩です。2つめの件について、私も見ていますが、申請が遅いのではないですか。工事が始まってかなり経っているように思います。</p>
議長	<p>事務局、いかがですか。</p>
事務局 (稲葉主席主査)	<p>先ほど説明したとおりですけれども、位置図の工事用地というところが農地法の適用除外の部分で、許可は不要です。ここについては既に取りかかっているところで、その計画についても提出していただいています。今回申請しているものについては、仮設トイレや休憩所を設けるための転用</p>

事務局 (稲葉主席主査)	であります。
9番白岩勝委員	その申請が遅いのではないかなと思ったのですが、良いのですか。いつも電力関係や送電線関係は工事が始まってから申請が出るので違和感を感じます。
議長	事務局、何かありますか。
事務局 (稲葉主席主査)	工事そのものは、4月2日に確認に行った際にはまだ始まっておらず、資材等もおいてありませんでした。鉄板は敷かれていましたが、その部分に関しては、先ほど申し上げたとおり法除外の部分ということで計画書を3月に提出してもらっておりました。
議長	白岩委員、いかがですか。
9番白岩勝委員	分かりました。総会の日程上、期間が空いてしまったということで理解しました。
議長	ほかにご質問等ありますか。
一同	なし。
議長	今回は、番号1と2とも県農業会議への諮問の必要がない案件ですが、ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第6、議案第14号、農用地利用集積計画（令和3年度第1号）に関する件を上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)	それでは、議案について説明します。 はじめに、所有権移転の7件についてです。議案書の10ページから11ページをご覧ください。 番号1。買い手は■■■■、売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの売買価格は、議案書に記載のとおりです。 このほか、合計7件のうち売買が6件、贈与が1件です。 続きまして、利用権設定102件について説明いたします。議案書の12ページから91ページまでご覧ください。

事務局 (勝田主席主査)	<p>番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計102件のうち議案書88ページ以降の3件は、農地中間管理事業を活用した一括方式による利用権設定です。</p> <p>以上、令和3年度第1号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。ご質問・ご意見があるかたはお願いいたします。</p>
16番三浦宏和委員	<p>はい。</p>
議長	<p>三浦委員、どうぞ。</p>
16番三浦宏和委員	<p>16番三浦です。議案書10ページの4番と5番の案件について、農地法であればお金を出す人が誰であっても、世帯主義により世帯のうちの1人に3条資格を認めているところですが、この場合は■■■■さんしかいなかったのでしょうか。また相手の■■■■さんのところであれば、住所が同じなので明らかに母子の関係のかたが買手・売手にそれぞれありますが、この案件も同一世帯として取り扱えなかったのでしょうか。</p> <p>また、この2件については、総額にすれば、同額くらいの売買になると思いますが、農地と農地の交換であれば、対価のやりとりなしで所有権移転を取り扱ってきたように思うのですが、それができない理由があったのでしょうか。個人情報の問題もあるので、差し支えない範囲で教えてください。</p>
議長	<p>事務局、どうぞ。</p>
事務局 (勝田主席主査)	<p>はい。始めに農地交換の話が出ましたので、その点に関してご説明します。当初買手と売手、双方で本来は農地交換を希望していました。ただ、今回挙げた案件のほかに、昨年■■■■さんの方で交換用に農地を取得しています。農地交換の場合、交換目的として1年以内に取得した農地は交換ができないと決まりがありますので、交換ではなく売買としています。</p>
議長	<p>三浦委員、いかがでしょうか。</p>
16番三浦宏和委員	<p>分かりました。</p> <p>それからもう1点、上新城の件ですが、10番から13番について、秋田市では天ノ袋とここの2か所だけが土地改良事業で畑地整備しています。その場所が今回集積として挙がっていますが、野菜栽培について、新たな取組みの予定がある等の情報があれば教えてください。</p>
議長	<p>事務局、どうぞ。</p>

事務局 (勝田 主席 主査)	はい。今のご質問にありました、畑地についての新たな取組みについては具体的な話は聞いておりません。
議長	三浦委員、どうですか。
16番 三浦 宏 委員	分かりました。
議長	ほかにありますか。
一同	なし。
議長	ご質問がないようですので、採決に入ります。 はじめに、所有権移転について採決いたします。 こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。 それでは、はじめに案件2番について採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。
	【■■■■番 ■■■■委員退席】
	それでは、農用地利用集積計画、所有権移転の案件2番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、案件2番について、原案のとおり決定することにいたします。■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。
	【■■■■番 ■■■■委員着席】
	それでは、議事参与案件であった、2番を除いた1番から7番までの案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、2番を除いた1番から7番までの案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 こちら、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。 それでは、はじめに案件67番について採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。
	【■■■■番 ■■■■委員退席】

議	長	<p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件67番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件67番について、原案のとおり決定することにいたします。■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p>
		<p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p>
		<p>次に、案件81番から84番までについて採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p>
		<p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p>
		<p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件81番から84番までについて、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件81番から84番までについて、原案のとおり決定することにいたします。■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p>
		<p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p>
		<p>次に、案件87番について採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p>
		<p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p>
		<p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件87番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件87番について、原案のとおり決定することにいたします。■■■■番■■■■委員の着席をお願いします。</p>
		<p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p>
		<p>それでは、議事参与案件であった、67番、81番から84番および87番を除いた1番から99番、ならびに一括方式の1番から3番の案件につきまして、一括して採決を行います。</p>
		<p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

一 議	同 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」の声がありましたので、67番、81番から84番および87番を除いた1番から99番、ならびに一括方式の1番から3番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>以上により、日程第6、議案第14号、農用地利用集積計画（令和3年度第1号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第7、議案15号、令和3年度主要事業計画に関する件、1件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局 (中村主席主査)	<p>議案書の92ページをご覧ください。</p> <p>4月5日に開催した第1回運営委員会において、「令和3年度主要事業計画」が承認されたことから、本総会に議案として上程するものです。</p> <p>はじめに、1の基本方針ですが、農業・農村を取り巻く情勢は、担い手不足など従来からの問題に加え、新型コロナウイルスの感染拡大等により依然厳しい状況下にあります。こうした状況を踏まえ、本市農業委員会では、法令事務を適正に執行するとともに、その主たる使命に位置付けられた「農地等の最適化の推進」を実現するため、関係機関と連携を図りながら、活動目標の達成に向け、積極的に取り組んでいくものとします。</p> <p>次に、活動目標ですが、(1)農地等の利用の最適化の推進に向けた活動の強化など昨年度と同様の10項目とするものです。</p> <p>次に、目標達成の向け行う事業は、3事業計画に記載の「農地利用最適化推進事業」をはじめとする10項目で、すべて昨年度からの継続となります。</p> <p>次に、4会議等の開催につきましては、総会を毎月1回開催するほか、運営委員会等を記載のとおり開催する予定です。</p> <p>次に、95ページは年間の業務予定表で、予定は記載のとおりです。主な業務として、8月上旬に農業活性化フォーラム、8月下旬に農地パトロール、12月上旬から農業簿記講座、1月下旬から生き生き農業専科の開催などを予定しております。</p> <p>なお、記載の事業につきましては、新型コロナウイルスの感染状況によっては中止または延期の場合もあり得ますので、ご了承ください。説明は、以上です。</p>	
議	長	<p>それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p>
一	同	<p>なし。</p>
議	長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>令和3年度主要事業計画に関する件、1件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第15号、令和3年</p>

議

長 度主要事業計画に関する件、1件を原案のとおり決定いたします。
これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

(午後3時6分終了)